

明石市立天文科学館星の友の会会則

(名 称)

第1条 この会は、明石市立天文科学館星の友の会と称し、事務所を明石市立天文科学館内におく。

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の天文知識の向上と親睦をはかることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 会報の発行 | (4) 天文ニュースの発行 |
| (2) 野外天体観測会 | (5) その他必要な行事 |
| (3) 天文施設見学会 | |

(組 織)

第4条 この会は、天文愛好の小学校4学年以上の個人会員と、家族会員をもって組織する。

2 この会には、次の役員をおく。

- | | |
|---------|--|
| (1) 会 長 | 明石市立天文科学館長があたる。 |
| (2) 副会長 | 会員のうちから会長が1名委嘱する。 |
| (3) 幹 事 | 会員の中から3名と明石市立天文科学館職員のうちから3名、会長がそれぞれ委嘱する。うち1名を常任幹事として会長が委嘱する。 |
| (4) 監 査 | 会員のうちから1名と明石市立天文科学館職員のうちから1名、会長がそれぞれ委嘱する。 |
| (5) 顧 問 | 必要に応じて置くことができる。 |

(役員任期)

第5条 役員任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会長等の職務)

第6条 会長は会務を総理し、幹事会の議長となる。

- | | |
|---|------------------------------------|
| 2 | 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 |
| 3 | 監査は、この会の会計経理について監査する。 |
| 4 | 常任幹事は、会長の指示により、この会の業務の処理推進をはかる。 |
| 5 | 顧問は、会長の要請により助言を与えることができる。 |

(幹事会)

第7条 幹事会は年2回の定例会及び会長が必要と認めたとき、会長が召集する。

- | | |
|-----|--|
| (1) | 幹事会は、会長、副会長、及び幹事（以下、幹事等という。）をもって構成し、この会の運営基本計画、会則の制定改廃及び予算決算などを策定する。 |
| (2) | 幹事会は、幹事等の過半数の出席により成立する。 |
| (3) | 幹事会の議事は、出席幹事等の過半数で決し、可否同数の時は、会長がこれを決定する。 |

(会 費)

第8条 この会の会費は、次のとおりとする。

(1) 個人会員 1カ年 2,000円、6カ月(10月1日～翌年3月31日) 1,000円

(2) 家族会員 1カ年 3,000円、6カ月(10月1日～翌年3月31日) 1,500円

2 納入された会費は返還しない。

3 入会には、入会申込書に会費をそえて申し込むものとする。

(会 計)

第9条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 この会の運営に要する経費は、会費及び雑入等をもってこれにあてる。

3 決算は、監査の審査を受け、幹事会の承認を得なければならない。

4 会計年度における剰余金は、幹事会の承認を経て翌年度に繰り越すものとする。

(庶 務)

第10条 この会の庶務は、明石市立天文科学館が行う。

(委 任)

第11条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、幹事の意見を聞き、会長がこれを定める。

(施 行)

昭和46年4月1日

(改 正)

昭和48年4月1日 昭和49年4月1日 昭和51年4月1日

昭和52年4月1日 昭和56年4月1日 昭和60年4月1日

平成6年4月1日 平成12年7月1日 平成24年7月1日

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成12年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年度については、施行日より平成13年3月31日までとする。